資料２－③

東北バスケットボール協会表彰規定

東北バスケットボール協会は、本協会並びに本地域のバスケットボールの発展を目的とし、以下に定めるところにより表彰を行う。

１　表彰の種類
（１）役員功労賞　　（２）指導者功労賞　　（３）特別功労賞　　（４）その他の表彰

（１） 役員功労賞
イ　本協会の役員を務め、協会運営のため尽力した者で、役員を退いた者に感謝状を贈る。但し、１回限りとする。
ロ　第１回定例理事会で表彰を行う。
ハ　被表彰者が生じた時は、当該県協会・当該連盟より、第１回理事会前までに速やかに書面をもって本協会事務局に申請する。
（２）指導者功労賞
イ　本地域または各県代表として、全国大会に参加し、優勝の実績を残したチームの指導者を表彰する。但し、国体については対象としない。
ロ　その事実が生じた場合、本協会が主催する直近の大会または直近の理事会で表彰する。
ハ　被表彰者が生じた場合の手続きは、その都度当該県協会・当該連盟から速やかに本協会事務局に申請する。
（３） 特別功労賞
イ　チームの指導者として顕著な実績を残した場合、他の表彰と性格を異にして表彰を行う。
ロ　その事実が生じた場合、本協会が主催する直近の大会または直近の理事会で表彰する。
ハ　被表彰者が生じた場合の手続きは、その都度当該県協会・当該連盟から速やかに本協会事務局に申請する。
（４）その他

付　記
① 表彰の対象期間は原則として年１回とする。
② 役員功労賞選考基準
・3 期 6 年以上在任した役員（各県会長は 2 期 4 年以上在任）
・2 年以上在任した理事長、審判長、書記
③ 特別功労賞選考基準
・年度内三冠王を達成した場合。
・オリンピック等に出場した場合。
・その他必要と認めた場合。

本規定は、昭和 50 年 9 月 14 日より実施する。
本規定は、平成 9 年 6 月 20 日より一部改正により実施する。
本規定は、平成 11 年 6 月 25 日より一部改正により実施する。
本規定は、平成 26 年 11 月 8 日より一部改正により実施する。
本規定は、令和元年 6 月 22 日より一部改正により実施する。
本規定は、令和 2 年 6 月 27 日より一部改正により実施する。